

日本福祉大学下宿補助制度規程

（目的）

第1条 本制度は、日本福祉大学に入学を希望し、特段の経済的支援を必要とする学生に対して、下宿代を補助することにより、勉学を助成し、地域づくりを含む広く社会に貢献する人材育成に寄与することを目的とする。

（応募資格）

第2条 応募資格については、以下の通りとする。

保証人からの経済的支援が得られない入学者で、次の何れかに該当する者。

- (1) 児童養護施設入所児童及び里子
- (2) その他、上記に準ずる者

（補助内容）

第3条 以下の条件のもとで、家賃と共益費の一部を補助する。

- (1) 大学指定アパート入居予定者を対象とし、家賃と共益費の合計が月額 30,000 円以内の物件。但し、奨学生アパートの入居者は上限を月額 30,000 円とし、差額は自己負担とする。
- (2) 礼金・保証金が必要ない物件を利用できない場合、礼金と保証金の内 1 ヶ月分を大学が負担する。
- (3) 退去時費用が発生した場合は自己負担とする。
- (4) 電気代、ガス代、水道代、インターネット利用料等については自己負担とする。

（採用人数）

第4条 採用人数は 10 名を上限とする。

（補助期間）

第5条 補助期間は最大 4 年間とする。

（募集対象・募集期間）

第6条 経済援助学費減免奨学生の採用者を対象とし、同奨学金採用通知時期に合わせて行う。

2 補助決定者の在 student から欠員が出た場合、経済援助学費減免奨学生で応募資格を満たす in student を対象に予算の枠内で追加募集を行うことが出来るものとする。この場合、年度途中での採用も可能とする。

（出願書類）

第7条 本補助制度を希望する者は、所定の期日までに次の書類を学生課に提出しなければならない。

- (1) 下宿補助制度申請書
- (2) 同意書
- (3) 施設長の推薦書（児童養護施設入所者の場合）
- (4) 里親の推薦書及び住民票（里子の場合）

2 前条第2項の追加募集に応募する在学生については、以下の書類とする。

- (1) 下宿補助制度申請書
- (2) 同意書
- (3) 施設長の推薦書（児童養護施設入所者の場合）

但し、応募時において、児童養護施設を退所している場合は、入所していたことを証明する書類と指導教員による推薦書

- (4) 里親の推薦書及び住民票（里子の場合）

但し、応募時において、里親・里子関係が解消されている場合は、その関係があったことを証明する書類と指導教員による推薦書

（選考）

第8条 補助の決定は、書類選考で行い、必要に応じて面談を実施する。

（採用）

第9条 採用は、全学学生委員会の選考に基づき、学長が決定する。

（補助の取り消し）

第10条 補助決定者が次の各号の一に該当したときは、補助資格を取り消すものとする。各号の詳細については、細則を別に定める。

- (1) 成績不振により、卒業延期の恐れがあると判定された場合
- (2) 申請事項に虚偽内容が確認された場合
- (3) 学内行事や地域行事の参加に対して、無断で欠席等をした場合
- (4) 退学・休学・除籍・停学処分・長期にわたって学業を放棄した場合
- (5) 下宿を引き払い自宅から通うことになった場合
- (6) 本人から辞退の申し出があった場合
- (7) その他、大学が取り消しを判断した場合

（本規程の所管課室）

第11条 本規程の所管課室は学生課とする。

（規程の改廃）

第12条 本規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 本規程は、2013年10月1日から施行する。
- 2 本規程は、2015年4月1日から改正施行する。
- 3 本規程は、2017年11月1日から改正施行する。